

# 兵庫県立大学キャリアセンター規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学生支援機構規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第87号）第4条第2項の規定に基づき、キャリアセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に関すること。
- (2) 就職支援情報システムの開発、運用に関すること。
- (3) キャリア教育の推進に関すること。
- (4) その他センターの業務を実施するために必要なこと。

## (キャンパスキャリアセンター)

第3条 各キャンパスにおける学生のキャリア形成支援及び就職支援に関して必要な業務を実施するため、神戸商科キャンパス、姫路工学キャンパス、播磨理学キャンパス、姫路環境人間キャンパス、明石看護キャンパス、淡路緑景観キャンパス、神戸情報科学キャンパス、豊岡ジオ・コウノトリキャンパス及び神戸防災キャンパスにキャリアセンターの支部として、キャンパスキャリアセンターを置く。

## (組織等)

第4条 センターに、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) キャンパスキャリアセンター長
- 2 副センター長は、学生支援機構副機構長をもって充てる。
- 3 キャンパスキャリアセンター長は、センター長が指名する。
- 4 キャンパスキャリアセンター長は、センター長の職務を補佐するとともにキャンパスキャリアセンターの運営を統括する。
- 5 キャンパスキャリアセンター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 6 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の教員等を置くことができる。

## (キャリアセンター会議)

第5条 センターの運営に係る重要な事項について審議するため、キャリアセンター会議（以下「セ

ンター会議」という。)を置く。

(審議事項)

第6条 センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 就職支援情報システムの運用及び活用に関すること。
- (3) キャリア教育の企画及び実施に関すること。
- (4) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に係る情報収集及び調査並びに分析に関すること。
- (5) 学生のキャリア形成支援及び就職支援に関する教職員の意識の啓発に関すること。
- (6) 学生のキャリア形成に関するカウンセリング等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター長が審議することが必要と認めるセンターの運営に関する重要事項に関すること。

(組織)

第7条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) キャンパスキャリアセンター長
- (4) 事務局学務部長
- (5) キャンパス学務担当課長
- (6) 就職支援コーディネーター
- (7) キャンパスキャリアセンターコーディネーター

(議長)

第8条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する副センター長が、その職務を代理する。

(会議)

第9条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター会議の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらか

じめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。